

鹿沼市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、鹿沼市長から監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年5月9日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 津久井健吉

1 経済部

監査の種類	地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による財務監査
監査結果報告日	令和7年3月26日付 監第46号
措置結果通知日	令和7年4月30日付 経第104号
監査結果	<p>(指摘事項)</p> <p>就業管理システムの未入力・誤入力や手続きもれ、就業管理に関する書類の誤りが他部局と比較して多数確認された。また、週休日勤務中の休憩時間の未取得が確認されたが、これは以前にも改善を求めたものであった。</p> <p>指摘事項が多かった主な理由としては、市の主要なイベントを複数担当しており、業務多忙により職員の時間外勤務時間数が多かったこと、就業管理システムへの入力が必要になる事項が多く、入力作業が不慣れなため誤りや修正が多かったこと等が挙げられる。</p> <p>就業管理、時間外勤務及び休暇取得等については、「鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」、「鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則」、「鹿沼市職員服務規程」等において規定されている。業務を遂行する上で、法令遵守は必要かつ当然のことである。業務分担や実施方法を見直し、指摘事項について改善することを求める。</p>
措置内容	<p>・就業管理システムの未入力・誤入力、手続きもれ、就業管理に関する書類の誤りについては、あらためて課内職員に注意喚起すると共に、システムに入力する際には、他職員と確認しながら入</p>

	<p>力する対応とした。</p> <ul style="list-style-type: none">・週休日勤務中の休憩時間取得については、意識して取得するよう、また、6時間以上の勤務が想定される場合、交代勤務を基本に職員を配置することとした。・観光交流課が担当する業務について、経済部内において見直しを行い業務の分散を図った。・業務を遂行する上で、法律、条例等を遵守することは当然であり、いま一度、内容を理解し適切に対応するよう指示した。
--	---